

議提第 5 号

介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び白石市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和2年6月19日

提出者	白石市議会議員	<u>佐藤龍彦</u>
賛成者	白石市議会議員	<u>沼倉啓介</u>
〃	〃	<u>平間知一</u>
〃	〃	<u>大野栄光</u>
〃	〃	<u>澁谷政義</u>
〃	〃	<u>高橋鈍齋</u>
〃	〃	<u>保科善一郎</u>
〃	〃	<u>伊藤勝美</u>
〃	〃	<u>高子秀明</u>

白石市議会議長 小川正人 殿

介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書

現在、介護従事者は、新型コロナウイルス感染症に感染する・させる恐ろしさに神経を削られながら懸命に働いています。

超高齢化を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。2018年5月に厚生労働省が発表した「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」によれば、介護人材の需給ギャップは2025年度末には約34万人に及んでいます。また、供給見込みは、2015年に同省が実施した「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計について」よりも4万人も減っており、介護人材の供給（人材確保）が推計通りに進んでいないということが読み取れます。介護人材の不足は、地域の介護施策にも深刻な影響を与えるため、自治体としても看過できない問題となっています。

これまで、政府は数次にわたって人材確保対策として処遇改善を実施してきました。しかし、平成29年度介護従事者処遇状況等調査では、「給与表の改定」を行った事業所は2割にとどまっており、現行の処遇改善策だけでは介護従事者全体の賃金水準を引き上げる効果は不十分となっていることが結果となって表れています。また、2007年8月に改定された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（福祉人材確保指針）」でも指摘されているように、介護労働者の人材確保・離職防止を進めていく上で「労働環境の整備」が重要です。指針では、介護従事者の労働負担を考慮する観点から「職員配置のあり方にかかる基準等」について検討を行うことを国（政府）自身に求めています。実際の介護現場では、法律（条令）で定められた人員基準を大幅に上回る人員配置をしているという状況があるにも関わらず、本格的に職員配置のあり方について議論された経過はありません。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染・発症すると重篤化しやすいといわれる高齢者を支える現場で働く介護従事者は、施設利用者との感染リスクに不安を抱える中で働いていることで介護現場は混乱していることが浮き彫りとなっております。

実効性のある介護の人材確保・離職防止対策を確立するためには、介護従事者の勤務環境と処遇の両方の抜本的な改善が必要不可欠です。また、それを実現するためには介護報酬の引き上げが欠かせません。同時に報酬の引き上げに伴う負担を自治体や被保険者に負わせないことも重要になります。介護労働者の勤務環境及び処遇の改善を図り、介護制度の真の持続性を確保するために、下記の事項について国、宮城県に要望します。

記

1. 介護現場で働く全ての労働者の処遇改善策を講じること。その際、賃金水準引き上げの実効性を確保するために「ベースアップ」を要件とすること。処遇改善の費用は国費で賄うこと。
2. 介護保険施設の介護職員及び看護職員の人員配置に関する基準省令について、現行の「利用者3人に対して1人以上」を実態に合わせて「利用者2人に対して1人以上」に引き上げること。夜間の人員配置要件を改善し、一人夜勤は解消すること。
3. 上記の項目の保障するため、介護報酬の引き上げを行うこと。同時に、保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年6月19日

宮城県白石市議会

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
厚生労働大臣	加	藤	勝	信	殿
財務大臣	麻	生	太	郎	殿
宮城県知事	村	井	嘉	浩	殿